資料B

政治資金監査マニュアル等の改定方針(案)について

1. 改定の趣旨

平成20年10月に策定された政治資金監査マニュアル(以下「マニュアル」という。)においては、「政治資金監査の運用状況を慎重に見極めながら、本マニュアルに定める手続きが実際の運用にそぐわない場合などには、必要に応じ本マニュアルの改定を図り、その内容に改善を加えていくことが必要」とされている(マニュアル「はじめに」(平成20年10月))。

これを受け、平成22年9月及び平成25年6月にマニュアルは改定されている。今般、前回の改定後約2年半が経過し、この間の法令改正の反映やマニュアルの記載の趣旨の明確化を図るための改定を行う。

2. マニュアルの性格

(1) 法令上の位置付け

「政治資金監査は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき、(中略)行うものとする。」(政治資金規正法第19条の13第2項)

(2) マニュアル上の記載

「政治資金監査マニュアルは、登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たっての具体的な指針を示すとともに、登録政治資金監査人の行う政治資金監査の質の確保と政治資金監査業務の一般化・標準化を図るものであり、登録政治資金監査人は、この政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行うことが求められる。」(マニュアル3頁・12番)

(注) 登録時研修テキストとの関係

マニュアルで使用している語句の説明や関係法令の条文等、マニュアルの記載を分かりやすくするため、登録時研修テキストには補足的な説明を 詳述している。

3. 改定の経緯

(1) 平成22年9月改定

ア 政治資金監査の方法の変更

(ア) 領収書等による支出の状況の確認 領収書の必要記載事項(支出の目的、金額、年月日)に記載不備があ る場合に、当該支出に関係して発行された請求書等の関係書類が領収書等と一体として保存され、会計責任者等から示されたときは、これらの関係書類も活用して支出の状況を確認することも可能にした。

(イ) 会計帳簿の記載事項等による支出の状況の確認

支出を受けた者の住所が会計帳簿以外の書面(例えば、領収書等)に 記載されている場合、会計帳簿の備考欄にその旨が記載されていたとき は、当該書面も活用して支出の状況を確認することも可能にした。

イ 政治資金監査に資する記載内容の充実

- (ア) マニュアルの構成の見直し(政治資金監査実施要領との一体化) 政治資金監査契約の締結、領収書等の確認及び会計責任者等に対する ヒアリングなど政治資金監査を行うに当たっての留意事項等をとりま とめた実施要領(平成20年10月31日策定)をマニュアルと一体化 した。
- (イ) 公表してきた政治資金監査に関するQ&Aの追加 政治資金監査の対象となる政治団体の範囲に関するものや政治資金 監査に係る収入印紙の取扱いなど、国会議員関係政治団体の義務の範囲 や政治資金監査の一般的な方法を示すものを追加した。
- (ウ) 政治資金適正化委員会において公表した見解の追加 領収書等に記載がないなど事実上又は社会通念上住所の特定が困難 であり、会計帳簿の備考欄に住所不明である旨又は一部を省略した住所 を記載されている場合には政治資金監査において記載不備とは扱わな いこととした。

(2) 平成25年6月改定

ア 政治資金規正法施行規則の改正の反映

金融機関への振込みにより支出をした場合の添付書類の簡素化(振込明細書に「支出の目的」の記載がある(会計責任者が振込明細書の余白に追記した場合を含む。)場合、支出目的書の作成を不要とする平成24年4月の政治資金規正法施行規則(以下「省令」という。)の改正を反映した記載を追加した。

イ 政治資金適正化委員会での審議においてマニュアルの改正が必要とされたも のの追加

- (ア) 収支報告書に支出が計上されていない場合の政治資金監査報告書の記載例(4)の追加
- (イ) 政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリスト の活用について記載を追加

4. マニュアル等の改定方針(案)

- (1)以下の内容でマニュアル改定を行う。
 - ア 業務制限に係る省令改正の反映
 - イ マニュアルの記載の趣旨の明確化
- (2) マニュアル改定と併せて、登録時研修テキストについて所要の見直しを行う。

5. 主な改定内容(案)

(1) マニュアル改定

ア 省令改正の反映(資料C・1頁、D・1頁)

政治資金監査を受けることとなる収支報告書に係る年の最初の日から当該政治資金監査の最初の日の前日までの期間に国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者の職務代行者であった者は、当該国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことはできないとする省令改正(平成28年1月1日施行)について、マニュアル本文に追加する。

また、これに伴い、関連する記載について所要の見直しを行う。

イ マニュアルの記載の趣旨の明確化

(ア)「監査の概要」の記載事項に「政治資金監査の実施場所」を追加 (資料C・3頁、D・8頁)

政治資金監査報告書記載例では、政治資金監査報告書の「監査の概要」の(4)で政治資金監査の実施場所を記載することとしており、また、政治資金監査報告書チェックリスト11番では、「政治資金監査を主たる事務所以外で行った場合は、政治資金監査報告書に具体的な場所と住所を併記」することを求めている。他方、マニュアル本文の監査の概要の記載事項(VII.11.)には「政治資金監査の実施場所」について言及していないので、これを追加する。

(イ) 政治資金監査報告書の記載事項を項目分け(資料C・3~4頁、D・8頁)

マニュアル本文の「WI.政治資金監査報告書」の記載事項に、省令第 16条第29号様式により定められている「監査の概要」、「監査の結 果」及び「業務制限」という見出しを付け、見やすくする。

(ウ) 監査報告書記載例の注の追加(資料C·6~9頁、資料D·10~14頁)

監査報告書記載例(1)~(4)の「3 業務制限」は、使用人その他の従業者の存在を前提としているが、登録政治資金監査人が単独で実

施した場合には、使用人その他の従業者に関する記載が不要であることを注に追加する。

(エ) 字句の修正等その他マニュアル本文中の見直し

i.「使用人等」の定義付けによる明確化(資料C・2頁、D・4頁)

「使用人等」という語句の初出において、「使用人その他の従業者(以下「使用人等」という。)」と整理する。

ii. 領収書等亡失等一覧表 | の参照先を明確化(資料C・2頁、D・7頁)

「領収書等亡失等一覧表」の初出において、様式の参照先を明示する。

iii. 政治資金監査の対象書類の明確化(資料C・4頁、D・8頁)

政治資金監査報告書において、政治資金監査の対象書類と保存されていることを確認した書類とを混同している事例が散見されることから、政治資金監査の対象書類の記載にあたっては、収支報告書及びすべての会計帳簿等の関係書類を列記するよう、マニュアル本文の記載を明確化する。

iv. 表現の整理

マニュアル全体を点検し、例えば、他の記載と重複がある部分を削除する等、表現を整理する。

(2) テキストの改定

ア 政治資金監査に関するQ&Aの反映(資料D·4頁)

前回のマニュアル改定以降に追加・改定されたQ&Aのうち、ある程度一般性があり、登録政治資金監査人に確実に周知すべきものをテキストに反映させる。

<テキストに反映させるQ&A>

- V-13(払込金受領証の取扱い)
- V-33 (郵便局の払込票兼受領証)

イ 省令改正の内容の図解をテキストに追加(資料D·3頁)

省令の改正内容についての理解に資するため、テキストに概念図を追加 する。

6. 今後のスケジュール

実施時期	委員会における検討内容、その他
(第5回委員会) 平成28年2月12日	マニュアルの改定について (方針)
(第6回委員会) 平成28年3月25日	マニュアル改定・テキスト改定(決定)
平成 28 年 4 ~ 6 月	マニュアル・テキストの印刷、DVD作成等
平成 28 年 6 ~12 月	○ 改定後のマニュアル・テキストにより登録時研修 を実施
	○ 登録政治資金監査人等に対し、フォローアップ研修等を通じ改定内容を周知

(注) パブリックコメントについて

平成22年9月改定及び平成25年6月改定の際はパブリックコメントを実施している。これに対して、今回の改定は、①省令の改正内容については、省令改正時にパブリックコメントを実施(平成27年9月)しており、再度実施する必要はないこと、②その他の改定内容も、政治資金監査の実施方法の実質的な変更を伴わない形式的な改定であることから、改めてパブリックコメントは行わないこととする。